

豊橋市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、豊橋市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置く。
- 3 座長は、学識経験者をあてる。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の運営方針の決定や協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。
- 3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、協議会の目的を達成するため、支援状況の進行管理や情報交換等を定期的に行う。

(会議の開催)

第5条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

- 2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。
- 3 実務者会議及び個別ケース検討会議は必要に応じ随時開催するものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関として豊橋市こども未来部福祉事務所こども若者総合相談支援センターを指定する。

2 子ども・若者支援調整機関の事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)協議会の事務の総括に関すること。
- (2)関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3)総合相談窓口の運営及び相談に関すること。
- (4)個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定及び招集
- (5)個別ケース検討会議での協議に必要な情報の収集
- (6)個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握及び進行管理

(守秘義務)

第7条 協議会の構成員は、協議会の事務に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協議会を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	関係機関等
アドバイザー	学識経験者
矯正・更生保護	名古屋保護観察所豊橋駐在官事務所
	愛知県豊橋警察署
	豊橋保護区保護司会
	豊橋少年愛護センター
	豊橋少年愛護センター補導委員会
教育	愛知県立高等学校長会
	愛知県私学協会三河支部
	豊橋市立豊橋高等学校
保健福祉	愛知県東三河児童・障害者相談センター
	豊橋市社会福祉協議会
	豊橋市民生委員児童委員協議会
医療	豊橋市医師会
	豊橋市こども発達センター
雇用	豊橋公共職業安定所
	豊橋商工会議所
	とよはし若者サポートステーション
地域	豊橋市青少年育成市民会議
支援団体	NPO法人いまから
	NPO法人外国人就労支援センター
	NPO法人三河ダルク
	発達・就労相談支援センターFLAT
	（一社）東三河セーフティネット
豊橋市	市民協創部多文化共生・国際課
	福祉部福祉事務所障害福祉課
	福祉部福祉事務所生活福祉課
	こども未来部福祉事務所子育て支援課
	健康部健康増進課
	産業部商工業振興課
	教育委員会教育部学校教育課
	こども未来部福祉事務所こども若者総合相談支援センター